入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館財務規程（以下「財務規程」という。）に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）　賃貸借物品の件名及び数量

デジタル印刷機の賃貸借及び保守　一式

（２）　賃貸借物品の仕様

別紙仕様書のとおり

（３）　賃貸借期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで（60 月）

（４）　引渡し期限

平成 31 年 4 月 1 日

（５）　借入場所

鳥取県鳥取市西町三丁目 202（わらべ館地階印刷準備室、エレベーター有り）

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者であり、かつ、その業種区分が「物品の借入／事務用機器／複写機・印刷機」として登録されている者であること。

（３）　本件調達の通知日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）　鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。ただし、本店所在地が鳥取県外である者については、入札に関する権限を委任された者が、鳥取県内の支店、営業所又はその他の事業所に常駐している場合に限る。

（５）　本件調達の通知日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（６）　この説明書に示した業務を業務の期間内に確実に履行できる者であること。

（７）　財団との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（８）　財団の指名する者であること。

3　契約をする者

鳥取県鳥取市西町三丁目202番地

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館

理事長　国森　洋

4　契約担当部局

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館　事務局

／わらべ館　総務係

5　配付資料

・賃貸借契約仕様書

・入札参加資格確認書　（様式第１号）

・質問書　（様式第２号）

・委任状　（様式第３号）

・入札書　（様式第４号）

6　入札手続等

（１）　入札の手続に関する問合せ先

〒680-0022　鳥取県鳥取市西町三丁目 202

わらべ館　総務係　矢木

メールアドレス yagi@warabe.or.jp

（２）　競争入札参加資格者に関する問合せ先

同上。

（３）　入札説明書等の交付方法

郵送による。必要に応じて入札日までの間にインターネットのわらべ館ホームページ（https://www.warabe.or.jp/）から入手すること。

（４）　郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（１）の場所に送付すること。

（５）　入札及び開札の日時及び場所

ア　入札及び開札の日時

平成31年2月19日（火）午前10時00分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日（月）午後5時までとする。

イ　場所

鳥取市西町三丁目202　わらべ館2階会議室

7　入札に関する問合せの取扱い

（1）　疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第２号）を作成し、電子メールにより６の（１）の場所に平成31年2月12日（火）午後５時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（2）　疑義に対する回答

（１）の質問については、平成 31 年 2 月 15 日（金）までにインターネットのわらべ館ホームページ（https://www.warabe.or.jp/）によりまとめて閲覧に供する。

8　入札参加者に要求される事項

（1）　本件入札に参加を希望する者は、９の事前提出物を作成し、６の（１）の場所に平成 31 年 2 月 13 日（水）午後５時までに、郵便等又は持参の方法により提出しなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

（2）　入札者は、（１）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）　提出部数は１部とし、その規格はＡ４判とする。

（4）　事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（5）　提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

9　事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は１部とする。

（1）　入札参加資格確認書（様式第１号）

10　入札の資格審査について

９の(１)により提出のあった書類に対する入札参加資格の適合の可否についての通知は行わない。開札時に予定価格の範囲内で最低価格を提示した業者から順に当該提出のあった書類の審査を行い、入札参加資格を有するものが落札者として決定した後は、それ以外の業者の審査を省略して、その案件に限り「不備があっても無効としない」扱いとする。

11　入札について

（1）　入札書（様式第４号）を使用すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる

ものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）に108分の8を乗じて得た金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

（２） 入札見積金額は次のとおり作成すること。

賃借料（契約期間中の機器本体の賃借料に加え、機器の搬入、搬出、設定に要する一切の経費、保険料等を含む。）及び保守料（契約期間中の故障対応、交換部品代等の保守に要する一切の費用を含む。ただし、用紙、インク、マスター等の消耗品の代金は除く。）の合計額をもって入札見積金額とすること。

（３） 印刷見込枚数／年（参考）

単色　　120,000 枚　※ただし、実際の印刷枚数を保証するものではない。

（４） 入札者は、政令、会計規則、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

（５） 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。

（６） 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（７） 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。

（８） 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第３号）を６の（５）イの場所に提出しなければならない。

（９） 委任状の宛名及び入札書の宛名は「公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館　理事長　国森　洋」とすること。

（１０） 再度入札は２回とする（初度入札と併せて３回とする。）。

（１１） 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（１２） 入札後、本件調達に関して、仕様書及び、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（１３） 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない財団の職員にくじを引かせるものとする。

12　入札保証金及び契約保証金

（１） 入札保証金

免除する。

（２） 契約保証金

免除する。

13　入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

（１） ２に示した入札参加資格のない者の入札
（２） 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
（３） 他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札
（４） 委任状のない代理人の入札。
（５） 入札に際し、不正の行為があった者の入札
（６） １案件に対し、入札書を２通以上提出した入札
（７） 政令、会計規則、財務規程、仕様書又はこの入札説明書に違反した入札
（８） 記名押印のない入札書による入札
（９） 入札書を鉛筆で記載した入札
（１０） 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

14 落札者の決定方法

（１） 本説明書に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規程に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

15 契約書作成の要否

要

16 手続における交渉の有無

無

17 その他

（１） 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
（２） 平成 31 年度から平成 36 年度までの各年度の賃貸借及び保守料金の支払額（消費税及び地方消費税を除いた額）は、入札金額に対し下記の割合を基本とする。

年度	入札金額に対する割合
平成 31 年度	20.0 パーセント
平成 32 年度	20.0 パーセント
平成 33 年度	20.0 パーセント
平成 34 年度	20.0 パーセント
平成 35 年度	20.0 パーセント

（３） 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
（４） 印刷見込枚数は、入札日時点での見込であるため、実際の印刷枚数とは異なり、かつ契約期間中の実際の印刷枚数を何ら約束するものではないことを承知の上、入札すること。

（５） 落札者は落札後、速やかに以下の書面を提出すること。

ア　当該機器のパンフレット（機器仕様の該当部分に印・付箋を付けること。）

イ　迅速なアフターサービス、メンテナンスが可能であることを証明できる書類（メンテナンスサービス体制図等）。

ウ　入札参加業者と導入保守業者が異なる場合は、本件入札に関する機器の導入及び保守に関して、導入保守業者の支援が確約されていることがわかる書類。

（６） 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

（７） 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札見積金額の 10 分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）　暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）　暴力団員を雇用すること。

（ウ）　暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）　暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）　役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）　暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。